

輪島市監査公表第4号

平成24年11月9日付発監査第156号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年1月17日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





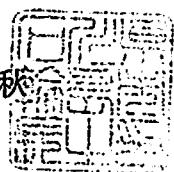
発 輪 福 第 1025-2 号

平成 25 年 12 月 27 日

輪島市監査委員 渕 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 福祉環境部 福祉課
監査執行年月日 平成24年11月2日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 保育料の滞納について 保育料の滞納額削減に向けての具体的な対策を示していただきたい。	児童手当からの徴収等により、保育料の滞納額は減少してきており、引き続き児童手当からの徴収等により早期回収に努めていきたい。	措置方針等